

貯法 遮光・室温保存, 密封容器

プロスタグランジン F_{2α}類縁体製剤

劇薬 要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

レジプロン[®]-C
RESIPRON[®]-C

【本質の説明又は製造方法】

本剤はプロスタグランジン F_{2α}類縁体であるクロプロステノールを含有する水性注射液です。クロプロステノールは強力な黄体退行作用を有し、牛の発情周期中の黄体あるいは無発情の原因となる黄体を退行させることにより、発情を誘起します。

【成分及び分量】

品名	レジプロン-C
有効成分	クロプロステノール
分量	1 mL 中 0.250 mg

【効能又は効果】

牛：性周期の同調

黄体退行遅延に基づく卵巣疾患の治療

【用法及び用量】

本剤は1頭当たり下記の量を筋肉内に注射する。

牛の性周期の同調

2 mL（クロプロステノールとして 0.50 mg）を 11 日間隔で 2 回投与する。なお、排卵後 5～16 日の黄体期にあたる牛に対しては 2 mL（クロプロステノールとして 0.50 mg）を 1 回投与する。

牛の黄体退行遅延に基づく卵巣疾患の治療

2 mL（クロプロステノールとして 0.50 mg）を 1 回投与する。

【使用上の注意】

（基本的事項）

1. 守らなければならないこと

（一般的注意）

- 本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- 本剤は効能・効果において定められた目的のみに使用すること。
- 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- 本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条の 4 の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（牛）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守して下さい。

牛：食用に供するためにと殺する前 7 日間

（取扱い及び廃棄のための注意）

- 本剤（バイアル）を分割投与する場合は、速やかに使用すること。
- 使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- 本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- 使用済みの注射針は、針回収用の専用容器に入れること。針回収用の容器の廃棄は、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有した業者に委託すること。

- 注射器具は滅菌又は煮沸消毒されたものを使用すること。薬剤により消毒をした器具又は他の薬剤に使用した器具は使用しないこと（ガス滅菌によるものを除く。）。なお、乾熱、高圧蒸気滅菌又は煮沸消毒等を行った場合は、室温まで冷えたものを使用すること。
- 本剤は劇薬であるので適切に保管すること。
- 小児の手の届かないところに保管すること。
- 本剤の保管は直射日光及び高温を避けること。
- 誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。

2. 使用に際して気を付けること

（使用者に対する注意）

- 妊娠中の女性、喘息患者、気管支その他呼吸器系に障害のある者に、投与作業を行わせないこと。
- 誤って注射された者は、直ちに医師の診察を受けること。
- 本剤は皮膚から吸収されるので、皮膚に付着した場合は直ちに水洗いすること。

（牛に関する注意）

- 本剤の投与前には健康状態について検査し、使用の可否を決めること。
- 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

（専門的事項）

重要な基本的注意

- 本剤を妊娠牛に用いると流産するおそれがあるので、誤って妊娠牛に投与することがないように注意すること。

【薬理学的情報等】

（薬効薬理）

黄体期中期の雌牛にクロプロステノールを投与すると、黄体組織の退行に先立って、卵巣静脈血中エンドセリン-1（血管収縮性ペプチド）が放出され、投与 2 時間後から卵巣動脈血流量が急減する。これに伴い、末梢血中のプロゲステロン濃度は投与後半日程度で半量以下に低下し、その後 2～3 日かけて黄体が萎縮する。

【包装】

レジプロン-C： 2 mL × 10（アンプル）
10 mL × 1（バイアル）

【製品情報お問い合わせ先】

あすかアニマルヘルス株式会社
〒108-8532 東京都港区芝浦二丁目 5 番 1 号
TEL：03-5439-4188

【電子添付文書情報】

以下より、添付文書情報が確認できます。



あすかアニマルヘルス HP

農林水産省
動物医薬品検査所データベース



製造販売元

あすかアニマルヘルス株式会社

東京都港区芝浦二丁目5番1号
TEL. 03-5439-4188 FAX.03-5439-4191

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。